

# 豊中市商品高付加価値化応援金交付要綱

## (目的)

**第1条** この要綱は、豊中市新・産業振興ビジョンの考え方にもとづき、市内事業者が生産性・付加価値の向上につなげるための取組みを行う場合、市が応援金を交付することにより、市内事業者の経営状況の下支えや成長促進を支援することを目的とし、その交付については、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

## (定義)

**第2条** この要綱において、事業者とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）に定める中小企業者。
- (2) ビジネス的事業運営に取り組むNPO等。

## (対象者)

**第3条** 本応援金を申し込むことができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和三十二年七月十日法律第百二十二号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む者は除く。

- (1) 前条で掲げる事業者該当し、市内に事業所を有し、市税に滞納のない者。ただし、非課税又は免除の場合は納税しているものとみなす。
- (2) 豊中商工会議所（以下「会議所」という。）が指定した専門家から高付加価値化計画に関する指導等を受けた者。

## (対象事業)

**第4条** 補助の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、前条に掲げる者（以下「対象者」という。）が実施する事業であって、対象者にとって生産性・付加価値の向上につながる事業とする。

2 前項の事業は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 応援金交付決定以降に実施されるものであること。
- (2) 応援金交付申込みが行われる年度の市長が定める日までに市への実績報告がされるものであること。

## (対象経費)

**第5条** 補助の対象経費は、前条の事業に要する経費のうち、別表1に規定する経費とする。

## (応援金額)

**第6条** 応援金額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を上限とし、予算の範囲内で市長が

決定する。ただし、動画制作にかかる外注費については次項による。

- (1) 補助の対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額。
  - (2) 200,000円。
- 2 対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額または100,000円のうちいずれか少ない額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定する。
  - 3 同一の会計年度において同一の補助対象者につき、動画制作にかかる外注費及びその他の対象経費がある場合は、前各項の応援金額を合算し、200,000円を上限として決定する。
  - 4 前各項の応援金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

#### (応援金交付の申込み)

- 第7条** 応援金交付の申込みは、豊中市商品高付加価値化応援金交付申込書(様式第1-1号)に別表2「添付書類一覧」に掲げる添付書類を添えて、指定された期間内に市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた書類については、この限りでない。
- 2 消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている補助対象者は、第1項の応援金の交付の申込をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して申込しなければならない。ただし、申込時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りでない。

#### (応援金の交付決定)

- 第8条** 市長は、前条の申込書の提出があったときは、内容等を審査し、第6条に規定する応援金の交付の可否を決定し、応援金の交付が適当であると認める場合は、豊中市商品高付加価値化応援金交付決定通知書(様式第2-1号)により申込者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の審査において、交付が不適当であると認める場合は、応援金の不交付決定を行い、豊中市商品高付加価値化応援金不交付決定通知書(様式第2-2号)により申込者に通知するものとする。

#### (補助対象事業への支援)

- 第9条** 会議所は、前条の規定による交付決定を受けた申込者(以下「補助対象事業者」という。)に対し、豊中市商品高付加価値化応援金に係る事業支援計画書(様式1-4号)に基づく実行支援を行わなければならない。

#### (変更の届出)

- 第10条** 補助対象事業者は、応援金の交付決定通知後において、当該事業計画の内容を変更しようとするときは、以下の書類を提出して、市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めるときは、この限りでない。
- (1) 豊中市商品高付加価値化応援金交付変更承認申込書(様式第3-1号)
  - (2) 豊中市商品高付加価値化応援金変更実施計画書(様式第3-2号)
  - (3) 豊中市商品高付加価値化応援金変更予算書(様式第3-3号)

(4) その他市長が定める書類

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、変更承認の可否を決定し、豊中市商品高付加価値化応援金変更承認通知書（様式第4号）により通知する。

#### (実績報告)

**第11条** 補助対象事業者は、当該補助対象事業が完了したときは、速やかに豊中市商品高付加価値化応援金実績報告書（様式第5-1号）に別表3に掲げる添付書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた書類については、この限りでない。

2 消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている補助対象者は、前項の実績報告を行うにあたって、応援金に係る消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。ただし、報告時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りでない。

#### (応援金額の確定)

**第12条** 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告にかかる補助対象事業の成果が応援金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて、当該報告書等の審査等を行うことにより、調査し適合すると認めたときは、交付すべき応援金の額を確定し、豊中市商品高付加価値化応援金交付確定通知書（様式第6号）により、通知するものとする。

#### (応援金の交付請求)

**第13条** 応援金の交付を受けようとする補助対象事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに豊中市商品高付加価値化応援金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項で定める応援金の額は、第6条に規定する応援金交付決定額を上限とする。ただし、第10条第2項の変更決定を受けた場合は、前段の規定にかかわらず、変更承認通知書の変更交付決定額を上限とする。

#### (応援金の交付)

**第14条** 市長は、前条の規定による請求があったときは、30日以内に当該応援金交付請求書に係る応援金を交付するものとする。

#### (成果の発表)

**第15条** 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業の成果について、当該補助対象事業者に発表を求めることができる。

#### (決定の取消し)

**第16条** 市長は、補助対象事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、応援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 応援金を当該補助対象事業等以外の用途に使用したとき。
- (2) 応援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 応援金の全部又は一部を使用しなかったとき。

- (4) 偽りその他不正な方法により応援金の交付を受けたとき。
- (5) その他市長が応援金を取り消す必要があると認めるとき。

#### (応援金の返還)

- 第17条** 市長は前条の規定により応援金の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る応援金が既に交付されているときは、その返還を命ずるものとする。
- 2 補助対象者は、当該事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該応援金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、補助対象経費の額が減額となる場合、速やかに市長に報告すること。
  - 3 前項の報告があった場合には、市長は、当該消費税等仕入控除税額に相当する応援金の額の全部または一部を本市に返還させることができるものとする。

#### (加算金及び延滞金)

- 第18条** 補助対象事業者は、前条に規定する応援金の返還を求められたときは、規則第14条の規定を準用するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、その限りではない。

#### (他の応援金等との併用制限)

- 第19条** 申込者が国、府又はその他の公共団体等から、補助の対象経費について応援金等の交付を受けた場合又はその予定がある場合は、この要綱に規定する応援金の交付を併用して受けることはできない。

#### (協力)

- 第20条** 市長は、本応援金の申込者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。
- (1) 申込者が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するかどうかについて調査する必要がある場合、大阪府警察に照会する際に必要な情報について提供すること。
  - (2) その他市長が必要と認める事項

#### (この要綱に定めがない事項)

- 第21条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。
- 3 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。
- 4 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。
- 5 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(別表1)

補助の対象となる経費は、以下の経費とする。

謝金（会議所が指定した専門家への謝金・コンサルタント費用に限る。）
外注費 （動画制作費、パッケージ・ロゴ・キャラクターデザイン料、試作パッケージ印刷費用、マーケティングリサーチ費用に限る。）

(別表2)

応援金の交付申し込みの添付書類は、以下の書類とする。

豊中市商品高付加価値化応援金【商品高付加価値化計画書】（様式第1-2号）
豊中市商品高付加価値化応援金予算書（様式第1-3号）
豊中市商品高付加価値化応援金に係る事業支援計画書（様式第1-4号）
消費税等仕入税額控除確認書（様式1-5号）
豊中市内に事業所を設置し、事業を開始していることが確認できる書類（写）
豊中市税に未納のない証明書
その他市長が必要と認める書類

(別表3)

応援金の実績報告のすべての事業に共通する添付書類は、以下の書類とする。

豊中市商品高付加価値化応援金内容報告書（様式第5-2号）
豊中市商品高付加価値化応援金決算書（様式第5-3号）
支払いが完了したことがわかる書類
成果がわかる資料
その他市長が必要と認める書類

様式第1-1号

年( )年) 月 日

豊中市長あて

事業者名(法人名)

事業所住所

代表者名

### 豊中市商品高付加価値化応援金交付申込書

豊中市商品高付加価値化応援金の交付を受けたいので、豊中市商品高付加価値化応援金交付要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて申込みます。

記

#### 1. 申込者情報

(1) 事業者名(法人名)	
(2) 事業所住所	(〒 )
(3) 代表者名(フリガナ)	( )
(4) 代表者生年月日	
(5) 代表者住所	
(6) 担当者名(フリガナ)	( )
(7) 担当者連絡先	Tel: E-mail:

#### 2. 申込内容

(1) 事業の名称	
(2) 応援金対象経費	金 円
(3) 応援金交付申込額	金 円
(4) 事業の内容	別紙、商品高付加価値化計画及び予算書のとおり
(5) 昨年度の商品高付加価値化応援金の利用について	<input type="checkbox"/> 利用した <input type="checkbox"/> 利用していない 利用した場合は下記に実施内容を記入ください ( )



<b>(4) 制作する動画の要件確認 ※取組内容が動画制作の場合のみ記入してください</b> <b>(制作する動画について、該当するものにチェックをしてください。)</b>	
全 て 必 須	<input type="checkbox"/> 制作した動画は自社ホームページに掲載する。 <input type="checkbox"/> 市ホームページにて補助金活用事例として動画を掲載したサイトのリンク等を公開することに同意する。 <input type="checkbox"/> 一つの動画で内容が完結するものとする。
<b>(5) 商品高付加価値化により見込む効果</b> <b>(今後どのような効果が現れて、それをどのように生かしていくかを記入してください。)</b>	
<b>(6) 補助事業実施後の数値目標</b> <b>(売上高・顧客数・販売数等について現状・目標数値を記入してください。)</b>	
【現状】	
【目標】	

豊中市商品高付加価値化応援金 予算書

事業者名

(法人名)

【支出内訳】

(単位：円)

区分	対象費目 (※) 「謝金」 or 「外注費」	予算額 (税抜)	内容・必要理由
応援金対象経費			
上記対象経費のうち 動画制作にかかる経費の合計			
↳ 応援金計算額①			経費の合計×補助率 2 分の 1 (上限 10 万円)
上記対象経費のうち 動画制作以外の経費の合計			
↳ 応援金計算額②			経費の合計×補助率 3 分の 2

消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている補助事業者は、消費税等仕入控除税額を減額してください。

(※) 対象費目：「謝金」「外注費」に分類して具体的に記入してください。

(単位：円)

応援金交付申込額 (1,000 円未満切捨)	金	円
------------------------	---	---

応援金交付申込額は、応援金計算額①と応援金計算額②を合算した額を記載 (上限 20 万円)。

様式第 1 - 4 号

【豊中商工会議所作成用】

豊中商工会議所が記入

記入日： 年 月 日

豊中市長あて

豊中商工会議所  
(担当者氏名)

### 豊中市商品高付加価値化応援金に係る事業支援計画書

本応援金の申込を下記の者が行うにあたり、支援計画書を作成しましたので、申込書類に添えて提出いたします。

なお、当該申込者が応援金採択を受けた場合、豊中市商品高付加価値化応援金交付要綱第 9 条の規定に基づき、以下の実行支援を行います。

記

1. 支援対象事業者
(住 所) (事業者名) (代表者名)
2. 支援内容
(1) 事業者からの要望
(2) 支援目標
(3) 補助事業期間中の支援内容

## 消費税等仕入税額控除確認書

年（       年）   月   日

豊中市長 宛

事業者住所

事業者名

該当する□にチェックを入れてください。

- (1) 以下の理由により、消費税額及び地方消費税額の仕入税額控除を行いませんので、消費税額を補助対象額に含めて申します。

(以下 (i) ~ (iv)のうち該当するものにチェックしてください)

- (i) 消費税法における納税義務者でない。
- (ii) 消費税の免税事業者であり、かつ課税事業者を選択していない。
- (iii) 簡易課税事業者である。
- (iv) (i)~(iii)に該当しないが助成対象費用に係る消費税については、控除対象仕入税額に算入しない。

なお、当該事業に係る消費税の一部又は全てについて、控除を受けること又は受けたことが発覚した場合は、速やかに報告し、消費税に係る補助金相当額を返還します。

また、市長から消費税に係る報告を求められた場合は、速やかに報告をします。

- (2) 消費税額及び地方消費税額の仕入税額控除を行う予定なので、消費税額を補助対象額に含めずに申します。

様式第 2-1 号

豊 第 号  
年 ( 年) 月 日

事業者名  
役職 代表者名 様

豊中市長

### 豊中市商品高付加価値化応援金交付決定通知書

年 ( 年) 月 日付けで申込みのありました、豊中市商品高付加価値化応援金につきましては、次のとおり決定しましたので、豊中市商品高付加価値化応援金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により通知します。

応援金等の名称	豊中市商品高付加価値化応援金
応援金交付決定額	金 円

#### 交付の条件

以下の条件に反した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ・事業実施に必要な経費を精査すること。
- ・事業実施後、速やかに豊中市商品高付加価値化応援金実績報告書（様式第 5-1 号）を提出すること。
- ・法令ならびに豊中市商品高付加価値化応援金交付要綱及び、これらに基づく市長の指示その他の処分に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行うこと。

様式第2-2号

豊 第 号  
年 ( 年) 月 日

事業者名  
役職 代表者名 様

豊中市長

### 豊中市商品高付加価値化応援金不交付決定通知書

年 ( 年) 月 日付けで申込みのありました、豊中市商品高付加価値化応援金につきましては、次のとおり決定しましたので、豊中市商品高付加価値化応援金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

応援金等の名称	豊中市商品高付加価値化応援金
不交付決定の理由	

様式第3-1号

年( )年) 月 日

豊中市長あて

事業者名(法人名)

事業所住所

代表者名

(担当者名・連絡先)

### 豊中市商品高付加価値化応援金交付変更承認申込書

豊中市商品高付加価値化応援金交付要綱第10条第1項の規定により、( )年( )年)  
月 日付け豊 第 号で交付決定されました、本応援金に関する事業計画内  
容の変更を申込みます。

記

1. 事業の名称	
2. 応援金対象経費	【変更前】 金 円
	【変更後】 金 円
3. 応援金交付決定額	金 円
4. 変更後交付申込額	金 円
5. 事業の内容	別紙、計画書及び予算書のとおり
6. 変更理由	



<b>(4) 制作する動画の要件確認 ※取組内容が動画制作の場合のみ記入してください</b> <b>(制作する動画について、該当するものにチェックをしてください。)</b>	
全 て 必 須	<input type="checkbox"/> 制作した動画は自社ホームページに掲載する。 <input type="checkbox"/> 市ホームページにて補助金活用事例として動画を掲載したサイトのリンク等を公開することに同意する。 <input type="checkbox"/> 一つの動画で内容が完結するものとする。
<b>(5) 商品高付加価値化により見込む効果</b> <b>(今後どのような効果が現れて、それをどのように生かしていくかを記入してください。)</b>	
<b>(6) 補助事業実施後の数値目標</b> <b>(売上高・顧客数・販売数等について現状・目標数値を記入してください。)</b>	
【現状】	
【目標】	

豊中市商品高付加価値化応援金 変更予算書

事業者名  
(法人名)

【支出内訳】

(単位：円)

区分	対象費目 (※) 「謝金」 or 「外注費」	予算額 (税抜)		内容・必要理由
		変更前	変更後	
応援金対象経費				
上記変更後対象経費のうち 動画制作にかかる経費の合計				
↳ 応援金計算額①				経費の合計×補助率 2 分の 1 (上限 10 万円)
上記変更後対象経費のうち 動画制作以外の経費の合計				
↳ 応援金計算額②				経費の合計×補助率 3 分の 2

消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている補助事業者は、消費税等仕入控除税額を減額してください。

(※) 対象費目：「謝金」「外注費」に分類して記入してください。

(単位：円)

変更後交付申込額 (1,000 円未満切捨)	金	円
------------------------	---	---

変更後応援金交付申込額は、応援金計算額①と応援金計算額②を合算した額を記載 (上限 20 万円)。

様式第 4 号

豊 第 号  
年 ( 年) 月 日

事業者名  
役職 代表者名 様

豊中市長

### 豊中市商品高付加価値化応援金変更承認通知書

年 ( 年) 月 日付け豊 第 号で交付決定しました、豊中市商品高付加価値化応援金につきまして、豊中市商品高付加価値化応援金交付要綱第 10 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり変更を承認しましたので通知します。

#### 記

応援金等の名称	豊中市商品高付加価値化応援金	
応援金交付決定額	金	円
変更後交付決定額	金	円
減少額	金	円

#### 交付の条件

以下の条件に反した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ・ 事業実施に必要な経費を精査すること。
- ・ 事業実施後、速やかに豊中市商品高付加価値化応援金実績報告書（様式第 5-1 号）を提出すること。
- ・ 法令ならびに豊中市商品高付加価値化応援金交付要綱及び、これらに基づく市長の指示その他の処分に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行うこと。

様式第5-1号

年（ 年） 月 日

豊中市長あて

事業者名（法人名）

事業所住所

代表者名

### 豊中市商品高付加価値化応援金実績報告書

年（ 年） 月 日付で申込み、 年（ 年） 月 日付け  
豊 第 号で交付決定されました、対象事業に係る実施状況を、豊中市商品高付加価値化応援金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の名称	
2. 応援金交付決定額	金 円
3. 応援金対象経費	金 円
4. 応援金決算額	金 円
5. 事業の内容	別紙、内容報告書及び決算書のとおり



(6) 補助事業実施後の達成状況

(売上高・顧客数・販売数等について目標数値・達成状況を記入してください。)

【申込時における目標】

【達成状況】

(7) 今後の展開 (事業実施の効果を踏まえ、今後の展開を記入してください。)

豊中市商品高付加価値化応援金 決算書

事業者名(法人名) \_\_\_\_\_

【支出内訳】

区分	対象費目 (※) 「謝金」 or 「外注費」	決算額 (税抜)	内容・必要理由
応援金対象経費			
上記対象経費のうち 動画制作にかかる経費の合計			
↳ 応援金計算額①			経費の合計×補助率 2 分の 1 (上限 10 万円)
上記対象経費のうち 動画制作以外の経費の合計			
↳ 応援金計算額②			経費の合計×補助率 3 分の 2

《記入方法》

消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている補助事業者は、消費税等仕入控除税額を減額してください。

(※) 対象費目：「謝金」「外注費」に分類して記入してください。

(単位：円)

応援金決算額 (1,000 円未満切捨)	金	円
----------------------	---	---

応援金決算額は、応援金計算額①と応援金計算額②を合算した額を記載 (上限 20 万円)。

様式第 6 号

豊 第 号  
年 ( 年 ) 月 日

事業者名  
役職 代表者名 様

豊中市長

### 豊中市商品高付加価値化応援金交付確定通知書

年 ( 年 ) 月 日付け豊 第 号で交付決定しました、豊中市商品高付加価値化応援金の交付額は以下のとおり確定しましたので、豊中市商品高付加価値化応援金交付要綱第 12 条の規定により通知します。

記

応援金等の名称	豊中市商品高付加価値化応援金	
応援金交付決定額	金	円
応援金交付確定額	金	円
減少額	金	円

様式第7号

年（ 年） 月 日

豊中市長あて

事業者名（法人名）

事業所住所

代表者名

### 豊中市商品高付加価値化応援金交付請求書

豊中市商品高付加価値化応援金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり応援金の交付を請求します。

金 \_\_\_\_\_ 円也

ただし、令和 年（ 年） 月 日付け豊 第 号に基づく応援金

なお、上記応援金について下記のとおり振込みを依頼します。

#### 口座振替依頼書

振込先金融機関名	銀行	支店
預金種別	当座	・ 普通 預金
振込口座番号	NO.	
ふりがな		
口座名義		